



事務連絡
令和2年3月2日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県・指定都市教育委員会社会教育事務主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局教育課程課

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における
学習支援コンテンツポータルサイトの開設について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における児童生徒の学習については、既に各設置者及び学校において、学校及び児童生徒の実態等を踏まえた家庭学習の取組等を行っていただいているものと承知しています。

この度、文部科学省において、臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（通称「子供の学び応援サイト」）」(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm) を開設しました。

臨時休業期間中の学習と学校教育の関係については、まずは、各設置者及び学校において、学校及び児童生徒の実態等を踏まえた適切な教材を提供していただくことが重要です。その上で、必要に応じて、各設置者及び学校等から、本サイトの情報のうち必要だと考える部分を、児童生徒及び保護者、その他臨時休業期間中の児童生徒の生活や学習を支えておられる方々等に周知し、御活用いただきますようお願いいたします。なお、本サイトに掲載するコンテンツは今後充実する予定です。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設並びに域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び社会教育施設に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の高等課程を置く専修学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

TEL : 03-5253-4111

(内線 : 2092)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111

(内線 : 2367)